

藤沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
藤沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を次のように改正する。

2013年（平成25年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条
例

藤沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和55年藤沢市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

（延滞金）

第17条 負担金を納付期日までに納付しない者に対しては、藤沢市税外収入金に関する延滞金条例（昭和38年藤沢市条例第22号）の規定を適用し、延滞金を徴収する。この場合において、同条例第2条及び附則第2項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」とする。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法の一部が改正され、市税における延滞金等の割合の特例が見直されることに伴い、所要の改正をする必要による。